

宮崎県病院局建設工事等電子入札実施要領

平成 19 年 7 月 1 日

病院局経営管理課

(趣旨)

第 1 条 この要領は、宮崎県病院局財務規程（平成 18 年宮崎県病院局企業管理規程第 15 号。以下「財務規程」という。）第 105 条の 2 第 2 項の規定に基づき、宮崎県建設工事等電子入札システムにより電子入札を行う場合のほか、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第 2 条 この要領において、宮崎県建設工事等電子入札システム（以下「電子入札システム」という。）とは、建設工事並びに測量、建設コンサルタント業務、地質調査業務、補償コンサルタント業務、建築設計業務、除草及び清掃業務等委託において、入札に係る手続のうち、入札案件の登録から入札、落札者の決定までの一連の事務をコンピュータ及びインターネットを使用して処理する電子情報処理組織をいう。

(入札の公告)

第 3 条 財務規程第 102 条に規定する入札の公告は、条件付一般競争入札においては、病院局条件付一般競争入札実施要領（平成 19 年 5 月 1 日病院局経営管理課定め。以下「条件付要領」という。）第 10 の規定により、一般競争入札においては、病院局一般競争入札実施要領（令和 4 年 3 月 1 日病院局経営管理課定め。以下「一般要領」という。）第 5 の規定により行うものとする。

(指名入札通知)

第 4 条 契約担当者は、財務規程第 117 条に規定する入札者への通知（以下「指名通知」という。）については、電子入札システムにより指名競争入札通知書（別記様式第 1 号）を通知して行うものとする。

2 前項に定めるもののほか、建設工事における指名通知については、病院局建設工事における指名競争入札実施要領（平成 27 年 5 月 1 日病院局経営管理課定め。以下「指名要領」という。）第 10 条の規定により行うものとする。

(入札心得)

第 5 条 第 3 条に規定する入札の公告又は前条に規定する指名通知を行ったときは、契約担当者は、電子入札において守らなければならない事項について、宮崎県公共事業情報サービスに掲載する宮崎県建設工事等電子入札心得（別紙 1）を入札参加者に確認させるものとする。

(入札説明書等の閲覧等)

第 6 条 入札説明書等の閲覧等は、条件付一般競争入札においては条件付要領第 11 の規定により、一般競争入札においては一般要領第 6 の規定により行うものとする。

2 指名競争入札においては、契約担当者が宮崎県公共事業情報サービスを使用して、当該指名した者に設計図書を閲覧又はダウンロードさせるものとする。その際、宮崎県公共事業情報サービスを使用して設計図書を閲覧又はダウンロードさせることが困難な場合、当該設計図書の全部又は一部を紙媒体により閲覧

又は貸出できることとし、指名通知に設計図書の閲覧及び貸出の期間及び方法を記載するものとする。

(入札説明書等に関する質問及び回答)

第7条 入札説明書等に関する質問及び回答は、条件付一般競争入札においては条件付要領第12の規定により、一般競争入札においては一般要領第7の規定により、指名競争入札においては指名要領第10条の2の規定により行うものとする。

(入札参加届出)

第8条 一般競争入札又は設計・施工一括発注方式による条件付一般競争入札に参加しようとする者は、電子入札システムにより入札参加届出書(入札参加資格確認申請書)(別記様式第2号)を提出するものとする。

2 契約担当者は、前項に規定する入札参加届出書(入札参加資格確認申請書)が提出された場合、電子入札システムにより入札参加届出書受付書(入札参加資格確認申請書受付通知書)(別記様式第3号)を送付するものとする。

3 契約担当者は、第1項の入札参加届出書(入札参加資格確認申請書)を提出した者の入札参加資格を確認した場合、電子入札システムにより入札参加届出書受理通知書(入札参加資格確認結果通知書)(別記様式第4号)を送付するものとする。

(予定価格の登録)

第9条 契約担当者は、開札の前に、財務規程第104条に規定する予定価格調書を開封して、当該予定価格を電子入札システムに登録するものとする。

(入札書)

第10条 財務規程第105条の2第1項(第118条において準用する場合を含む。)に規定する指定のファイルは入札書(別記様式第5号)とし、入札参加者が電子入札システムにより発注機関のコンピュータに備えられた入札書に入札金額その他所定の情報を登録することにより、入札書が提出されたものとする。

2 入札書の提出期間は、第3条に規定する公告又は第4条に規定する通知により契約担当者があらかじめ指定した期間(以下「提出期限」という。)とする。

3 入札書の提出時点は、第1項に規定する登録がなされた時点とする。

4 契約担当者は、第1項の規定による登録がなされたときは、電子入札システムにより入札書受付確認通知書(別記様式第6号)を送付するとともに、入札書の提出期限後に電子入札システムにより入札書受付締切通知書(別記様式第7号)を送付するものとする。

5 第3項の規定は、申請、届出その他の提出時点について準用する。

(工事費内訳書)

第11条 契約担当者は、工事費内訳書取扱要領(平成16年9月24日県土整備部技術企画課定め)第2に規定する対象工事について電子入札を実施する場合、前条に規定する入札書の登録を行う際に電子入札システムにより工事費内訳書を提出させるものとする。

(紙入札の承認基準)

第 12 条 契約担当者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、入札書の書面による提出（以下「紙入札」という。）を承認することができる。

- (1) 一般競争入札において、入札に参加しようとする者が紙入札を希望する場合
- (2) コンピュータ又はインターネットの不具合、ICカードの破損等により電子入札の続行が困難である場合
- (3) その他やむを得ない事由があると認められる場合

(入札の辞退)

第 13 条 入札参加者は、入札書を提出する前は、当該入札をいつでも辞退することができる。

- 2 入札参加者は、前項の規定により当該入札を辞退する場合は、電子入札システムにより辞退届（別記様式第 8 号）を提出しなければならない。
- 3 契約担当者は、前項に規定する辞退届が提出されたときは、電子入札システムにより辞退届受付確認通知書（別記様式第 9 号）を送付するものとする。
- 4 第 10 条第 2 項に規定する提出期限までに同条第 1 項に規定する入札書の提出が確認できない場合は、入札参加者が当該入札を辞退したものとみなす。
- 5 契約担当者は、入札参加者のうち入札書を提出した後に当該入札の参加資格を失った者について、電子入札システムに入札無効の登録をするものとする。

(現場説明会)

第 14 条 特に必要がある場合を除き、現場説明会は行わないものとする。

(開札)

第 15 条 契約担当者は、開札時に入札参加者が立ち会わない場合、当該入札事務に関係のない職員を立ち会わせなければならない。

- 2 契約担当者は、次の各号に掲げる価格のいずれかを設定したときは、開札の前に電子入札システムに登録するものとする。
 - (1) 病院局最低制限価格制度事務取扱要領（令和 2 年 4 月 1 日病院局経営管理課定め）に定める最低制限価格
 - (2) 宮崎県低入札価格調査制度取扱要領（平成 8 年 4 月 1 日県土整備部技術企画課定め）に定める調査基準価格及び失格基準価格

(入札の執行取消)

第 16 条 契約担当者は、入札書締切前に入札の執行を取り消す場合は、中止通知書（別記様式第 10-1 号）を、電子入札システムにより次に掲げる者（この条において「入札参加者」という。）に送付するものとする。

- (1) 一般競争入札又は設計・施工一括発注方式による条件付一般競争入札にあつては、入札参加届出書（入札参加資格確認申請書）を提出した者
- (2) 前号以外の条件付一般競争入札にあつては、入札書を提出した者

(3) 指名競争入札にあつては、指名競争入札通知書を送付した者

2 契約担当者は、入札書締切後に入札の執行を取り消す場合は、入札（見積合わせ）執行取消通知書（別記様式第 10-2 号）を、電子入札システムにより入札参加者に送付するものとする。

（再度の入札）

第 17 条 契約担当者は、予定価格を入札前に公表しない場合において、開札の結果、落札候補者又は落札者となるべき者がいなかったときは、再度の入札を行うものとする。

2 再度の入札の実施にあつては、電子入札システムにより再入札通知書（別記様式第 11 号）を送付し、入札参加者に再入札書（別記様式第 12 号）を提出させるものとする。

3 再度の入札の回数は、1 回とする。

4 契約担当者は、初回の入札に参加しなかった者及び初回の入札が無効又は失格となった者並びに低入札価格調査を受けることを辞退した者を再度の入札に参加させないものとし、その旨を入札に参加する者に明らかにしておかなければならない。

（落札）

第 18 条 契約担当者は、落札者が決定した場合、電子入札システムにより落札決定通知書（別記様式第 13 号）を送付するものとする。

2 契約担当者は、落札者の決定を保留する場合（資格確認のために決定を保留する場合を除く。）、電子入札システムにより落札決定保留通知書（別記様式第 14 号）を送付するものとする。

（最低額の同額の取扱い）

第 19 条 契約担当者は、落札となるべき同価の入札をした者が 2 人以上あるときは、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「令」という。）第 167 条の 9（令第 167 条の 13 において準用する場合を含む。）に規定するくじを電子入札システムにより行うものとする。

2 前項に規定する電子入札システムによるくじが困難な場合には、契約担当者が指定する場所及び日時において、電子入札システム以外の方法によりくじを行うものとする。

（開札承認登録）

第 20 条 契約担当者は、開札承認結果（別記様式第 15 号）により入札の経過を明らかにしておくものとする。

2 前項の規定による開札承認結果は、財務規程第 41 条第 1 項の規定による支出負担行為に必要な入札書とみなす。

（低入札価格調査）

第 21 条 契約担当者は、低入札価格調査制度を適用する入札について、調査対象者（失格基準価格による失格となる者を除く調査基準価格を下回る価格による入札を行った者をいう。）がいる場合には、電子入札システムにより入札参加者に対して当該入札が保留となった旨を落札決定保留通知書により通知し、調査対象者に対して低入札価格調査書類提出依頼書（別記様式第 16 号）により提出させるものとする。

2 入札参加者は、電子入札システムで入札書を提出する際には、調査対象者となった場合に調査を受けるか

否かについて、電子入札システム上でその意思を表示するものとする。

なお、辞退の意思表示があった場合において、宮崎県低入札価格調査制度取扱要領（平成8年4月1日県土整備部技術企画課定め。）第6条第7項の辞退があったものとみなす。

（入札の効力）

第22条 契約担当者は、財務規程第107条に定めるもののほか、次の各号のいずれかに該当する入札は無効とする旨を入札参加者に明らかにしておかなければならない。

- (1) 第12条の規定による承認を得ることなく紙入札をした入札
- (2) 同一の案件において電子入札と紙入札の双方を行った入札
- (3) その他入札に関する条件に違反した入札

（随意契約における準用）

第23条 契約担当者は、随意契約をしようとする場合において見積書提出の相手方を選定したときは、当該相手方に対して電子入札システムにより見積依頼書（別記様式第17号）を送付するものとする。

- 2 契約担当者は、当該見積合わせにおいて守らなければならない事項について、宮崎県公共事業情報サービスに掲載する宮崎県建設工事等電子見積合わせ心得（別紙2）を見積合わせ参加者に確認させるものとする。
- 3 財務規程第121条に規定する見積書は、見積合わせに参加しようとする者が、電子入札システムを使用して見積金額その他所定の情報を登録することにより提出する見積書（別記様式第18号）とする。
- 4 財務規程第120条に規定する予定価格については、開札の前に予定価格調書を開封して電子入札システムに登録するものとする。
- 5 第6条第2項、第10条（第1項を除く。）、第12条から第15条まで、第16条（第1項(1)、(2)を除く。）、第17条、第18条（第2項を除く。）、第19条、第20条、第22条の規定は、随意契約による場合において準用する。

なお、この場合において、別表第1の左欄に掲げる条項の当該中欄に掲げる字句は当該右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

（不落随契）

第24条 第17条に規定する再度の入札において落札者となるべき者がおらず、再度の入札に参加した者に見積もりを依頼する場合にあっては、前条第1項の規定にかかわらず、前条第5項の規定により読み替えて適用する第17条に規定する再度の見積合わせの例により見積合わせを行うものとする。

（紙入札における取扱い）

第25条 第12条の規定により契約担当者が紙入札を承認したときの入札手続については、第4条第1項、第8条、第10条、第11条、第13条第2項及び第3項、第15条、第16条、第17条第2項、第18条、第21条並びに第23条第1項及び第3項に定める手続にかかわらず、財務規程第105条に定めるもののほか、別に定めるところによる。

- 2 前項に規定するもののほか、契約担当者は、電子入札システムにより入札手続を行うことが困難である場合は、紙入札によることができる。

3 前2項の規定は、随意契約による場合において準用する。

なお、この場合において、別表第2の左欄に掲げる条項の当該中欄に掲げる字句は当該右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

4 第5条及び第23条第2項の規定は、紙入札（随意契約においては、紙見積合わせ）による場合において準用する。

なお、この場合において、別表第3の左欄に掲げる条項の当該中欄に掲げる字句は当該右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

附 則

この要領は、平成19年7月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成20年5月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成20年10月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年5月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和元年10月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年6月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和7年4月1日から施行する。

別表第1 (第23条関係)

条項	読み替えられる字句	読み替える字句
第6条	指名競争入札	見積合わせ
	当該指名業者	当該見積合わせ参加者
	指名通知	見積依頼書
第10条	入札書	見積書 (別記様式第18号)
	第3条に規定する公告又は第4条に規定する通知	見積依頼書
	入札書受付確認通知書(別記様式第6号)	見積書受付確認通知書(別記様式第19号)
	入札書受付締切通知書(別記様式第7号)	見積書受付締切通知書(別記様式第20号)
第12条	入札書	見積書
	紙入札	紙見積合わせ
第13条	入札の辞退	見積合わせの辞退
	入札参加者	見積合わせ参加者
	入札書	見積書
	当該入札	当該見積合わせ
	入札無効	見積無効
第15条	紙入札	紙見積合わせ
	入札参加者	見積合わせ参加者
	入札書	見積書
	入札金額	見積金額
	入札事務	契約事務
第16条	入札書	見積書
	入札の執行	見積合わせ
	入札参加者	見積合わせ参加者
	指名競争入札	見積合わせ
	入札通知書	見積依頼書
	入札の執行取消	見積合わせの取消
第17条	再度の入札	再度の見積合わせ
	行うものとする	行うことができる
	予定価格を入札前に公表しない場合において、開札の結果	見積金額が予定価格を超過したことにより
	落札者	随意契約の相手方
	入札	見積合わせ
	再入札通知書(別記様式第11号)	再見積依頼書(別記様式第21号)
	入札参加者	見積合わせ参加者
	再入札書 (別記様式第12号)	再見積書 (別記様式第22号)
	1回	制限なし

第18条	落札者	契約の相手方
	落札決定通知書（別記様式第13号）	随意契約決定通知書（別記様式第23号）
第19条	落札となるべき同価の入札	契約の相手となるべき同価の見積
	地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の9（令第167条の13において準用する場合を含む。）に規定するくじ	くじ
第20条	入札の経過	見積合わせの経過
	入札書	見積書
第22条	入札の効力	見積合わせの効力
	財務規程第107条に定めるもののほか、次の各号のいずれかに該当する入札	次の各号のいずれかに該当する見積合わせ
	入札	見積合わせ
	入札参加者	見積合わせ参加者
	紙入札	紙見積合わせ
	電子入札	電子見積合わせ

別表第2（第25条関係）

条項	読み替えられる字句	読み替える字句
第25条	紙入札	紙見積合わせ
	入札手続	見積合わせ手続
	財務規程第105条	財務規程第121条

別表第3（第25条関係）

条項	読み替えられる字句	読み替える字句
第5条	電子入札	紙入札
	宮崎県建設工事等電子入札心得（別紙1）	宮崎県建設工事等紙入札心得（別紙3）
第23条	宮崎県建設工事等電子見積合わせ心得（別紙2）	宮崎県建設工事等紙見積合わせ心得（別紙4）